

一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県知的障害児者生活サポート協会（以下「当法人」という。）が、定款第4条に定める事業を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員を選出)

第2条 理事は当法人が連携する2団体より次の割合で選出するものとする。

- (1) 公益社団法人埼玉県手をつなぐ育成会から5名
- (2) 埼玉県発達障害福祉協会から5名

(入会及び年会費)

第3条 当法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を3月中の別に定める期日までに事務局に提出することで年度初めから会員となる。

年会費の納入は、原則として口座引落としによるものとし、翌年以降も同様の扱いとする。なお、年会費の引落日は、5月12日（休日の場合は翌営業日）とする。

- 2 年度途中の入会は、期日までに所定の申込み手続きと掛金の納入を完了した場合に、翌月1日から会員資格を得る。
- 3 年会費は生活サポート総合補償制度のプランに応じ3種（プランA・プランB・プランC）となり、各加入月の金額および内訳は以下のとおりとする。

補償プラン① (単位：円)

加入月	年会費	制度運営費	保険料
4月	19,500円	2,500	17,000
5月	17,400円	2,340	15,060
6月	15,900円	2,190	13,710
7月	14,360円	2,030	12,330
8月	12,830円	1,880	10,950
9月	11,310円	1,720	9,590
10月	9,800円	1,560	8,240
11月	8,270円	1,410	6,860
12月	6,730円	1,250	5,480
1月	5,220円	1,100	4,120
2月	3,690円	940	2,750

補償プラン® (単位：円)

加入月	年会費	制度運営費	保険料
4月	25,200円	2,480	22,720
5月	22,490円	2,330	20,160
6月	20,520円	2,170	18,350
7月	18,530円	2,020	16,510
8月	16,510円	1,860	14,650
9月	14,530円	1,710	12,820
10月	12,560円	1,550	11,010
11月	10,570円	1,400	9,170
12月	8,580円	1,240	7,340
1月	6,610円	1,090	5,520
2月	4,590円	930	3,660

補償プラン® (単位：円)

加入月	年会費	制度運営費	保険料
4月	22,000円	2,490	19,510
5月	19,810円	2,330	17,480
6月	18,080円	2,180	15,900
7月	16,330円	2,020	14,310
8月	14,580円	1,870	12,710
9月	12,840円	1,710	11,130
10月	11,100円	1,560	9,540
11月	9,350円	1,400	7,950
12月	7,610円	1,250	6,360
1月	5,870円	1,090	4,780
2月	4,100円	930	3,170

(会員資格の喪失)

第4条 会員は、定款第16条により会員資格を喪失した場合、事務局に連絡し、所定の様式を提出する。なお、年会費のうち保険料については、重要事項説明書にある返還保険料計算方法により返還する。

(支部及び支部長)

第5条 会員の所属する団体やグループをもって当会の支部とする。各支部は所定の登録申請書をもって支部登録をおこなうものとする。

- 2 支部には支部長を置き選任後1カ月以内に理事長に報告する。変更、交代もこれに準ずる。
- 3 支部長は各支部に所属する会員相互の連携等を図りその支部の充実と発展に努める。

(支部の経費)

第6条 支部の事務取扱手数料を、年会費の2%とし、当法人から年1回支給する。

(解散に伴う事務処理)

第7条 当法人が解散したときは、理事会の推薦する理事若干名が清算事務に当たり、その結果を清算報告書にまとめて社員及び会員に送付する。

- 2 前項清算報告書を発送した日から30日以内に社員及び会員から何らの質疑がないときは、30日を経過した日に清算事務は終了し、併せて当法人も消滅する。

(生活サポート総合補償制度)

第8条 当法人の会員は入会と同時に当法人が所属する全国知的障害児者生活サポート協会が、契約する生活サポート総合補償制度(保険)に加入する。

- 2 会員が扶養する障害者がケガや入院をした場合、あるいは第三者に損害を与えたことにより損害賠償請求を受けたときなど、生活サポート総合補償制度の約款に従って、所定の給付を受けることができる。
- 3 生活サポート総合補償制度に対する請求は会員が、株式会社ジェイアイシーに直接行う。

(委任)

第9条 この規程について必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(規程の改定及び変更)

第10条 この規程の改定及び変更は、理事会において決議する。

附則

この規程は、平成26年6月16日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。